

議案第6号

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

地方自治法の一部改正を踏まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給のために必要な措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) 給料, 地域手当, 通勤手当, 時間外勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 期末手当, <u>勤勉手当</u>及び特殊勤務手当</p> <p>(2) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。) 報酬, <u>期末手当</u>及び<u>勤勉手当</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第13条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第20条から第20条の3</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) 給料, 地域手当, 通勤手当, 時間外勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 期末手当及び特殊勤務手当</p> <p>(2) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。) 報酬<u>及び期末手当</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第20条から第20条の3</p>

までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が少ない者として市規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

2 及び 3 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

付 則

1 から 4 まで (略)

までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が少ない者として市規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

2 及び 3 (略)

付 則

1 から 4 まで (略)

(勤勉手当の支給率改定の特例)

- 5 第13条の2第1項又は第23条の2第1項の規定により給与条例第21条第2項の規定を準用する場合において、同項に規定する勤勉手当基礎額に乗じる率(以下この項において「支給率」という。)の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の支給率は、当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の採用の日が属する年度の初日における当該規定の支給率によるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(取手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 取手市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要が</p>

の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

あると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。